

事務連絡  
令和2年3月10日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 地域生活支援拠点等に関する資料の公表等について

平素より障害福祉行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域生活支援拠点等の整備については、各市区町村及び圏域において御検討いただき、既に整備を終えている地域がある一方で、現在も検討中であるという地域もあります。

第5期障害福祉計画期間中に全ての市区町村又は圏域で拠点等を整備いただくため、下記のとおり関連資料を厚生労働省ホームページへ掲載等を行ったため、情報提供いたします。

つきましては、内容を御確認いただくとともに、管内市町村や関係団体等への周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 平成30年度都道府県ブロック会議資料等の公表

平成30年度に全国37都道府県でブロック会議を開催し、拠点等の整備・運営に関する課題や傾向の把握、未整備の各市区町村及び圏域における整備促進に向けた好事例の横展開を図りました。

また、「地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査（障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査））」において、未整備の市区町村における課題の抽出や、整備済の市町村における必要な機能の取組の傾向や充足状況について整備類型別、地域別等の視点から分析・検証を行っています。

平成31年3月28日付け事務連絡において、これらの資料を厚生労働省ホーム

ページに掲載する旨お伝えしていましたが、今般、掲載を行いましたので、御確認いただくとともに取組の参考としてください。

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

## 2 平成30年度都道府県ブロック会議での御意見を踏まえた対応

同会議では、拠点等の整備に対する国庫補助を望む声や「拠点等と同等の役割を担う法人や事業所が地域に存在しているものの、拠点等となることによる違いを見出すことが難しく選定が進まない」、「事業所に拠点等であることを示す文書を渡したい」など、率直な御意見を多数いただきました。

各市区町村及び圏域における拠点等の整備を後押しする観点から、まずは整理を行ったものとして、各市区町村又は圏域が拠点等として協力を依頼する法人や事業所あてに発出する文書の例を別添のとおりお示しするので、必要に応じて御活用ください。

## 3 住民等への拠点等に関する周知

拠点等は、障害者や御家族等の支援者とつながって初めて意味をなすものです。拠点等を整備済の市町村においては、その枠組みや具体的な支援内容について、ホームページでの紹介や広報誌での案内等を通じて、住民への理解が進むよう御対応をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内市町村の拠点等について一覧で整理の上、ホームページで紹介する等、住民への周知に御協力をお願いいたします。

別添

年月日

(法人の長、施設又は事業所の施設長)

市区町村の長

### 地域生活支援拠点等の整備について

(市区町村名又は圏域名)における地域生活支援拠点等を整備するに当たり、  
(貴法人、貴施設又は貴事業所)に御協力をお願いすることとなりました。

今後は、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域における  
支援体制の構築に向けて、御協力をお願いします。